

ドーピング仲裁について

小川 和茂（おがわ かずしげ）
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門員



Introduction - 【日本スポーツ仲裁機構について】

- スポーツ紛争を、仲裁・調停という紛争解決手続を利用して解決するための場を安価に提供
- スポーツ法、ドーピング法に関する研究、教育啓発活動も行う




The Japan Sports Arbitration Agency

Introduction — 【JSAAの取扱事案数】 2014.11.12まで

年度	AP:スポーツ仲裁規則				DP:ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則				SP:特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則				MP:特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則				他の解決手段を利用した事案※	その他の相談事案	取扱事案総数	
	仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	調停申立受理事案数							
	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	仲裁不応諾事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	仲裁不応諾事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	仲裁不応諾事案数		和解成立事案数	調停不調事案数	調停取下事案数	調停不応諾事案数				
2003	3	3	0	2													2	5	12	
2004	2	2	0	1					0	0	0	0						1	8	12
2005	2	1	1	0					0	0	0	0						4	9	15
2006	1	1	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	11
2007	0	0	0	2					0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	6	13
2008	1	1	0	0	2	2	0		0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	18	25
2009	2	2	0	0	0	0	0		0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	19	25
2010	5	3	2	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	23
2011	3	3	0	2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	23
2012	4	2	1	1	1	1	0		0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	37	44
2013	24	8	16	3	1	1	0		0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	39	70
2014	3	2	1	3	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	35	65
合計	50	28	21	14	4	4	0		0	0	0	2	5	3	1	1	7	17	219	273

(※) 当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案



The Japan Sports Arbitration Agency

1. 新規程のもとでのアンチ・ドーピング規則違反と制裁

アンチ・ドーピング規則違反が認定されると、
禁止物質が競技者の検体から検出された場合

個人の成績の自動的失効

+


個人に対する制裁措置として

1回目の違反・・・原則として**資格停止期間 4年間**

2回目の違反・・・原則違反を1回目として算出される
資格停止期間の2倍の資格停止期間

3回目の違反・・・原則永久の資格停止

という極めて重たい処分が課される



2.新規程のもとでの規律パネルの処分に対する上訴

規律パネルの決定に対する上訴は**21日以内**



- 国際大会関連及び国際水準競技者(JADC13.2.1)

→CAS (スポーツ仲裁裁判所)



- それ以外の国内水準競技者(JADC13.2.2)

→日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)



3.最近の仲裁判断事例等からみるチェックポイント

痩身効果のあるサプリメント服用の事例

美容目的・痩身効果のみを目的とする

サプリメントの服用であったとしても、

競技によっては競技能力向上目的有りと認定される



禁止物質が体内に侵入した経路について証明できたとしても、資格停止期間の縮減が認められない

そもそも、サプリメント摂取自体が、

競技能力向上目的があると認定される可能性有



The Japan Sports Arbitration Agency

3.最近の仲裁判断事例等からみるチェックポイント

アンチ・ドーピング教育への言及

- 競技者の過誤の程度の判断において、教育に言及する判断例、**競技者には厳格責任**が課されているが、JADAだけではなく、**競技団体・クラブチームにおける教育も重要**

障がい者スポーツとアンチ・ドーピング

- 障がい者であっても
アンチ・ドーピング規則の適用は
健常者と同様



The Japan Sports Arbitration Agency

ご静聴ありがとうございました。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門員 小川 和茂 (おがわ かずしげ)

TEL : 03-5465-1415
FAX : 03-3466-0741
Website: www.jsaa.jp
E-Mail: ogawa@jsaa.jp

